

役員候補者選定申し合わせ

役員候補者選定にあたっては、本申し合わせを参照の上、選定すること。なお、各事項については、毎年理事会において確認を行う。

1. 会長と会長代理は、学界と産業界の組み合わせが望ましい。
2. 総務企画を担当する役員は、産業界が望ましい。
3. 財務会計を担当する役員は、産業界が望ましい。
4. 編修出版を担当する役員は、学界が望ましい。また、専門を考慮し、一分野に偏しないようにする。
5. 研究調査を担当する役員は、学界と産業界の組み合わせが望ましい。
6. 部門を担当する役員は、学界と産業界のバランスをとることが望ましい。
7. 「元副会長」は、退任後3年間は常務理事候補者として選定しない。
8. 「元理事」は、同一職務の理事候補者にはなるべく選定しない。
9. 役員候補者は、一地域に偏しないことが望ましい。
10. 専務理事は、本学会役員の実験者、産業界の有識者等を基本とし、事務局に常勤できる者とする。
11. 専務理事は、重任で3期を限度とする。ただし、満65歳に達する年度に開催される通常総会の終結の時をもって退任とする。前任者の補欠として残り任期を務める場合、その期間は重任1期目に数えない。

(改廃等)

1. 平成3年3月、理事会において承認。
2. 平成13年10月、理事会において承認。
3. 平成23年7月29日、理事会において承認制定
4. 本申し合わせは、一般社団法人電気学会の設立の登記の日から施行する。